

監 査 報 告 書

平成21年5月20日

学校法人甲南学園
理事会 御中

監事 植 村 武 雄 ⑩

監事 北 村 真 ⑩

監事 中 西 秀 夫 ⑩

私たちは、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）における学校法人甲南学園の業務及び財産の状況を監査の結果、いずれも不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。また、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は学校法人の財政状態及び経営状況を、事業報告書は学校法人の状況を、法令若しくは寄附行為に従い正しく示していることを認めます。

以上